

各都道府県人材開発主管課(部)長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
企業内人材育成支援室長補佐

認定訓練助成事業の実施に当たっての目標設定について

認定訓練助成事業の業務運営につきましては、平素より多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘の対応として、平成29年3月31日付け能育発0331第1号及び平成30年2月2日付け事務連絡に基づき、目標設定の取組みを実施していただいているところですが、目標設定や評価の手順が煩雑であり、簡略化を求める意見があったことから、今般、下記のとおり目標設定及び評価の実施方法を改めることといたしました。

なお、既に目標設定等に着手されている場合は、令和3年度においては従前の取扱いによるもので提出いただくことも差し支えないことをご承知おきください。

記

1 変更点

- (1) 訓練科やコース単位ごとの評価を改め、訓練施設ごとの目標設定と評価とする。
- (2) 提出様式についても、別添のとおり簡略化したものとする。
- (3) これまで複数回にわたって提出していただいたものを、各年度1回の提出に集約。
- (4) 認定訓練施設へのヒアリングの実施は、都道府県の任意とする。

2 目標設定と評価のスケジュール(目安)

～4月末	都道府県から認定訓練施設に対する前年度評価と今年度の目標設定を依頼。
～6月末	認定訓練施設から都道府県に対して別添様式を提出。
～8月末	都道府県から厚生労働省に対して、各訓練施設の評価結果及び目標設定をとりまとめた様式を提出。

3 留意事項

- (1) 当該簡略化の見直しは、厚生労働省への報告を簡略化するものであり、都道府県が独自に詳細な評価をすることは差し支えない。
- (2) 目標設定の仕方は、原則、従前の通知のとおりとするが、加えて以下に留意すること。
- ・ これまでアウトプット目標及びアウトカム目標の両方の設定をお願いしてきたところ、令和3年度以降の目標設定はいずれか一方で足りることとする。
 - ・ これまでアウトカム目標の評価については訓練実施年度の翌々年度に評価を行うこととしているが、原則として訓練実施年度の翌年度に評価すること（可能な限り、翌年度に評価ができる目標設定とすること。）。
 - ・ 今般、評価対象を訓練施設ごとにするところから、原則として数値による目標設定とし、訓練の成果をよりの確に計るため複数の目標を設定すること。

以上

【担当者】

厚生労働省人材開発統括官付

企業内人材開発支援室

認定訓練係

電話 03-5253-1111(内線 5931)